

適切な意思決定支援に関する指針

とくしま医療センター東病院

基本方針

私たちは、すべての患者さんが、その人にとって最善の医療・ケアを受けられるよう、多職種から構成されるカンファレンス等で、患者さん・ご家族等に対し適切な説明と十分な話し合いを行い、患者さんご本人の意思を尊重した医療・ケアを提供することに努めます。

ただし、生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象とはしません。

1. 人生の最終段階における具体的な医療・ケアの方針決定のプロセス

人生の最終段階における医療・ケアの具体的な方針決定は次に示すプロセスに則り、患者さんご本人の状態に応じた専門的な医学的検討のうえに行われます。患者さんご本人が自ら意思決定できるよう、できる限りの支援を尽くし、患者さん、ご家族、関係者との話し合いを繰り返し行います。話し合った内容はその都度、電子カルテ等に記録します。

1) 患者さんご本人の意思が確認できる場合

- (1) 患者さんご本人による意思決定を基本とし、ご家族等の関係者も関与しながら、厚生労働省「[人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン](#)」を参考に、多職種で検討し、医療・ケアの方針を決定します。
- (2) 時間の経過、心身の状態変化、医学的評価（病状等）の変更、患者や家族を取り巻く環境の変化等により、意思は変化することがあるため、私たちは、患者さんが自らの意思をその都度示し、伝えることができるように支援します。
患者さんが自らの意思を伝えることができなくなる可能性もあるため、そのときの対応についても事前にご家族等を含めて話し合いを行い、ご本人には特定のご家族等を「自らの意思を推定する者」として前もって定めていただくこともあります。

2) 患者さんご本人の意思が確認できない場合

- (1) ご家族等が患者さんご本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、その人らしい、患者さんにとっての最善である医療・ケアの方針を慎重に検討し、決定します。
- (2) ご家族等が患者さんご本人の意思を推定できない場合には、ご本人にとって何が最善であるかについて、ご家族、関係者等と十分に話し合い、決定します。
- (3) ご家族等が判断を主治医（病院）に委ねる場合は、患者さんにとって最善と思われる医療・ケアの方針を病院及び関係者で慎重に検討し、決定します。

(4) ご家族等の中で意見がまとまらない場合や、他職種でのカンファレンス等で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合など、方針決定が困難な場合は、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアに関わる関係者以外の者を加えて、方針等について検討し、助言を受けて、合意形成に至るよう努めます。

2. 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者さんの意思決定支援

認知症等で、患者さんご本人が意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省の「[認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン](#)」を参考に、できる限り患者さんご本人の意思を尊重し反映した意思決定を、ご家族および関係者、職員が関与して支援します。

3. 身寄りがない患者さんの意思決定支援

身寄りがない患者さんにおける医療・ケアの方針についての決定プロセスは、患者さんご本人の判断能力の程度や信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、患者さんご本人の意思を尊重しつつ厚生労働省の「[身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン](#)」を参考に、関係者、職員が関与してその決定を支援します。

4. 障害福祉サービスの提供に係る意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える患者さんが、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り患者さん自ら意思決定できるよう支援します。患者さん本人の意思の確認や意思及び選考を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選考の推定が困難な場合には、厚生労働省の「[障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン](#)」を参考に、関係者、職員が関与してその決定を支援します。

令和2年5月1日策定

令和7年3月31日改訂

虐待防止委員会・医療安全管理委員会